

第 1 4 次労働災害防止推進計画

令和 5 年 3 月

厚生労働省 滋賀労働局

目 次

1	計画の趣旨	1
2	計画期間及び目標	1
	(1) 計画期間	1
	(2) 計画の目標	1
	ア アウトプット指標	1
	イ アウトカム指標	3
	(3) 計画の評価と見直し等	4
3	現状と対策の方向性	4
	(1) 第13次労働災害防止推進計画の目標達成状況	4
	ア 死亡災害	4
	イ 死傷災害	4
	ウ その他	5
	(2) 死亡災害の発生状況と対策の方向性	5
	(3) 死傷災害の現状と対策の方向性	5
	ア 概要	5
	イ 重点業種	6
	(4) 労働者の健康を巡る現状と対策の方向性	7
	ア メンタルヘルス対策	7
	イ 過重労働による健康障害防止対策	8
	ウ 化学物質等による健康障害防止対策	8
4	計画の重点事項	8
5	重点事項ごとの具体的取組	8
	(1) 業種別の労働災害防止対策の推進	9
	ア 製造業対策	9
	イ 建設業対策	9
	ウ 道路貨物運送業対策	10
	エ 林業対策	11
	(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	11
	(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	12
	(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進	13
	(5) 労働者の健康確保対策の推進	13
	ア メンタルヘルス対策	13
	イ 過重労働対策	14

ウ 産業保健活動の推進	15
(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	15
ア 化学物質による健康障害防止対策	15
イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策	16
ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策	17
エ 電離放射線による健康障害防止対策	17
(7) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	17
【参考】アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方	19

第 14 次労働災害防止推進計画

1 計画の趣旨

労働災害防止計画は、労働安全衛生法第 6 条に基づいて策定されており、1958 年に第 1 次の計画が策定され、これまで 13 次にわたって策定されてきた。滋賀労働局(以下「当局」という。)においても、厚生労働本省(以下「本省」という。)が策定した計画を踏まえ、当局の実情を加味した労働災害防止推進計画を 13 次にわたって策定し、対策に取り組んできた。

その結果、労働災害は長期的に大幅に減少しており、特に死亡災害は、2021 年は 7 人と過去最少となった。しかし、2022 年には 11 人、2020 年では過去 15 年を遡って最も多い 19 人の労働者が亡くなった。

事業場内での新型コロナウイルス感染症を除いた休業 4 日以上之死傷者の数(以下「死傷者数」という。)は、2020 年から 3 年連続で増加しており、また、メンタルヘルス不調に陥る労働者の割合も増加し、過重労働による脳・心臓疾患等も相当数発生している。

そこで、今般、本省が策定した第 14 次労働災害防止計画(以下「本省計画」という。)を踏まえ、滋賀県内のゼロ災を目指して 2023 年度を初年度として、5 年間にわたり滋賀労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組む事項を定めた第 14 次労働災害防止推進計画(以下「14 次推進計画」という。)を、ここに策定する。

2 計画期間及び目標

(1) 計画期間

2023 年度から 2027 年度までの 5 か年を計画期間とする。

(2) 計画の目標

「ゼロ災滋賀」を合言葉に、当局、管内の事業者、労働者等の関係者が一体となり、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、当局及び各労働基準監督署等はその達成を目指し、本計画の進捗状況を把握するための指標とする。

(ア) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。
- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の

割合を 2027 年までに 85%以上とする。

- ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する道路貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を 2027 年までに 45%以上とする。
- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(イ) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・ 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

(ウ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(エ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 企業における年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。
- ・ 労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。

- ・ 労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握、活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

(ア) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年（106 人）と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。
- ・ 建設業における死亡者数を 2027 年までにゼロとする。
- ・ 道路貨物運送業における死傷者数を 2022 年（125 人）と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。
- ・ 林業の死亡者数ゼロを継続させる。

(イ) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる転倒災害を 2022 年（死傷者数 400 人）と比較して 2027 年までにその増加に歯止めをかける。
- ・ 転倒による平均休業見込日数 を 2027 年までに 40 日以下とする。
- ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年（0.45）と比較して 2027 年までに減少させる。

第 13 次労働災害防止計画期間中の平均休業見込日数：45.3 日

(ウ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年（男 2.53、女 3.39）と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(エ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 外国人労働者の死傷年千人率 を 2027 年までに全体平均以下とする。

2022 年の死傷千人率：全体 2.52、外国人 4.11

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者）の年間所定外労働時間数を 2027 年までに 2022 年（182.4 時間）と比較して減少させる。
- ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労

働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第 13 次労働災害防止推進計画期間（36 件）と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で、5%以上減少させる。
- ・ 増加が見込まれる熱中症による期間中の死亡者数をゼロとする。

(3) 計画の評価と見直し等

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じて見直しを検討する。

なお、アウトプット指標における数値等については、2023 年度から隔年で実施する安全衛生管理自主点検等を参考に評価、見直しする。

3 現状と対策の方向性

(1) 第 13 次労働災害防止推進計画の目標達成状況

ア 死亡災害

- ・ 第 13 次労働災害防止推進計画（以下「13 次推進計画」という。）において、その目標は「死亡者ゼロ」を目指し、年間の死亡者数 9 人以下を目標としていた。

その結果は、2018 年から 11 人、10 人、19 人、7 人と推移し、2022 年は 11 人となった。

また、2021 年の死亡者 7 人は、統計史上最少ではあったが、その前年となる 2020 年の 19 人は、2006 年以降で最も多いものであった。

- ・ 建設業における目標は、年間の死亡者数 3 人以下としていた。

その結果は、2018 年から 3 人、2 人、6 人、1 人と推移し、2022 年は 2 人と、複数年で目標を達成したものの、2020 年の死亡者数 6 人は、2010 年以降で最も多いものであった。

また、製造業における目標は、年間の死亡者数 1 人以下としていたところ、死亡者は 2018 年から 2 人、4 人、5 人、5 人と推移し、2022 年は 3 人となり、目標は達成できなかった。

- ・ 13 次推進計画期間中の熱中症による死亡者は、2018 年から 2 年間はゼロであったが、2020 年からの 3 年間は毎年 1 人が死亡し、目標（死亡者ゼロ）は達成できなかった。

イ 死傷災害

- ・ 13 次推進計画の死傷者数の目標は、2022 年までに 2017 年の 5%の減少（1,274 人以下）としていた。

その結果、2018年から1,403人、1,376人、1,407人、1,439人と推移し、2022年は1,415人と目標は達成できなかった。

- ・ 道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店について、2017年と比較し死傷年千人率で5%以上減少させることを目標としていたところ、小売業(1.537、24.7%減少)以外の道路貨物運送業(8.617、増減なし)、社会福祉施設(2.84、42.7%増加)、飲食店(1.90、3.4%減少)では目標は達成できなかった。

2022年の死傷者数は2023年1月末速報値

ウ その他

- ・ 何らかのメンタルヘルス対策に取り組む事業場(労働者30人以上規模)の割合は96.3%となり、目標(80%)を達成したが、ストレスチェック結果を集団分析し、その分析結果を活用した事業場の割合は56.0%と目標(60%)は達成できなかった。
- ・ 第三次産業及び道路貨物運送業について腰痛による死傷者数を2017年と比較し、死傷年千人率で5%以上減少を目指していたところ、2022年の腰痛による死傷年千人率は道路貨物運送業では0.207と50.0%減少したが、第三次産業では0.074と23.9%増加した。

(2) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

- ・ 13次推進計画期間中の死亡者数は58人で、このうち製造業が19人と最も多く、次いで建設業が14人であった。
- ・ 13次推進計画期間中の死亡災害のうち、製造業では機械による「はさまれ・巻き込まれ」によるものが9人と最も多く、建設業では「墜落・転落」によるものが5人と最も多くなっている。
- ・ 製造業においては、第12次労働災害防止推進計画(以下「12次推進計画」という。)期間中より増加(+5人)し、建設業においては、2021年の死亡者数は1人と過去最少ではあったが、2020年の死亡者が6人と過去10年で最も多く、13次推進計画期間中、毎年「墜落・転落」による死亡災害が発生していることなどから、14次推進計画においても、これらを重点対象業種とする必要がある。

(3) 死傷災害の現状と対策の方向性

ア 概要

- ・ 13次推進計画期間中における死傷災害の事故型別では、「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「動作の反動・無理な動作」の4つの事故型による災害(以下、「ワースト4災害」という。)によるものが全体の7割近くを占め、ワースト4災害のうち転倒災害は、多くの業種で増加しており、特に社会福祉施設において増加率が高かった。

- ・ 60歳以上の高年齢労働者の死傷者数は増加傾向にあり、13次推進計画期間中の死傷者のうち60歳以上の高年齢労働者が占める割合は24.0%となっている。同高年齢労働者の死傷者が占める割合の高い業種は、清掃業(42.3%)、接客娯楽業(34.5%)、次いで小売業(31.3%)、社会福祉施設(30.2%)となっている。
- ・ 13次推進計画期間中の外国人労働者の死傷者数335人の業種別内訳は、230人(68.7%)が製造業、次いで建設業26人(7.8%)、商業23人(6.9%)となっている。

イ 重点業種

労働災害が多発している業種を中心に、以下の業種の業務内容に起因する特有の労働災害発生状況の傾向を踏まえた労働災害防止対策に取り組む必要がある。

(ア) 製造業

13次推進計画期間中の死亡者数19人の事故型の内訳は、「はさまれ・巻き込まれ」により9人、次いで「墜落・転落」、「高温・低温の物との接触」(熱中症)「激突され」が各2人となっている。また、同期間中、10代、20代の若年労働者の死亡者数は5人、このうち3名の事故原因が機械等による「はさまれ・巻き込まれ」であった。

13次推進計画期間中の死傷者数1,889人の事故型の内訳は、「はさまれ・巻き込まれ」が522人(27.6%)、「転倒」が431人(22.8%)、「動作の反動・無理な動作」が255人(13.5%)、「墜落・転落」が178人(9.4%)となっており、これらのワースト4災害が7割以上を占めた。

(イ) 建設業

13次推進計画中の死亡者数14人のうち5人(35.7%)が墜落・転落災害によるものであった。

死傷者数699人のうち、「墜落・転落」によるものが210人(30.0%)と、事故型別で最も多発しており、そのうち約25.0%が脚立・はしご等からの墜落・転落であった。

なお、同期間中のワースト4災害による死傷者数は427人と建設業における災害の約6割を占めた。

(ウ) 商業

13次推進計画期間中、死亡者数は4人、いずれも交通事故によるものであった。

死傷者数974人のうち「転倒」によるものが315人(32.3%)、次いで「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」によるものが154人(15.8%)となっており、これらの事故型で商業における死傷者数の半数近くを占めた。

(エ) 社会福祉施設

13次推進計画期間中の死傷者数は569人、このうち「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」によるものが210人(36.9%)、次いで「転倒」によるものが176人

(30.9%)となっており、これらの事故型で社会福祉施設における死傷者数の7割近くを占めた。

(オ) 道路貨物運送事業

13次推進期間中の死亡者数は3人、このうち交通事故によるものが2人、「墜落・転落」によるものが1人であった。

死傷者数676人のうち、「墜落・転落」によるものが197人(29.1%)、次いで「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」が各116人(17.2%)となっており、墜落・転落災害の多くが荷台からの転落災害であった。

なお、同期間中のワースト4災害による死傷者数は500人と、道路貨物運送業における死傷者数の7割を超えるものであった。

(オ) 畜産業

死傷者数は12次推進計画期間中に486人、13次推進計画中に487人と減少傾向が見られない。

13次推進計画期間中の死傷者数490人の約9割が競走馬を起因物とし、事故型別では落馬等による「墜落・転落」が151人(31.0%)、馬に蹴られるなどの「激突され」により128人(26.1%)となり、これらの事故型により畜産業の死傷者数の6割近くを占めるものであった。

(カ) 林業

13次推進計画期間中の死亡者数は1人、2019年に伐木作業中の「飛来・落下」による死亡災害が発生している。

死傷者数は36人、このうち「切れ・こすれ」によるものが8人(22.2%)、「墜落・転落」によるものが6人(16.6%)、このほか「飛来・落下」6人(16.6%)、転倒5人(13.8%)となっている。

なお、13次防計画期間中を平均した林業の年千人率は40.0と全産業の2.46と比較し約16倍となっている。

(4) 労働者の健康を巡る現状と対策の方向性

ア メンタルヘルス対策

何らかのメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は96.3%(令和3年度安全衛生管理自主点検結果より)であった。このうち、労働者数が50人未満の事業場では93.4%と僅かに減少している。

ストレスチェックの集団分析結果に基づき職場環境の改善に取り組む事業場の割合は56.0%となっている。

また、精神障害疾患・うつ等による労災認定件数は滋賀局においても増加していることから、より一層の事業場におけるメンタルヘルス対策の推進が必要である。

イ 過重労働による健康障害防止対策

過労死等の労災補償状況は、13 次推進計画期間中の脳・心臓疾患の支給決定件数が 8 件（12 次推進計画期間中：21 件）精神障害に係る支給決定件数は 28 件（同：34 件）であった。

また、「令和 3 年労働条件実態調査」では、滋賀県の一般労働者の年間総労働時間は 1,915 時間、年次有給休暇の労働者 1 人あたりの平均取得率は 62.9%となっている。

支給決定件数は、2018 年度から 2021 年度までの件数

ウ 化学物質等による健康障害防止対策

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発・火災によるもの）は、第 13 次推進計画期間中に 34 件発生している。また、化学物質に対する自律的管理規制は今後施行されるが、その定着が必要である。

石綿による健康障害防止については、2030 年頃に石綿使用建築物の解体がピークを迎えると予測されており、更なる石綿ばく露防止対策の推進が必要である。

熱中症については、2020 年から 3 年連続で死亡災害（死亡者数、計 3 人）が発生していることから、熱中症予防対策の推進が必要である。

このほか、アーク溶接作業従事者が増加していること、騒音性難聴の労災認定事案が複数認められる状況から、騒音、粉じんによる健康障害防止対策についても、更なる取り組みの推進が必要である。

4 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と必要な施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とする。

- (1) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進
- (5) 労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

5 重点事項ごとの具体的取組

各重点事項における事業者及び局署等における具体的取組は以下のとおりとする。

なお、管内の多くの事業者が自発的な安全衛生対策、産業保健活動に取り組んでいるところであり、引き続きその意識の啓発、醸成が重要となることから、局署等では、これらの事業者が社会的に評価される環境整備等について、「安全衛生優良企業制度」等により

安全衛生に関する取組の見える化を図るとともに、これらの制度を導入する事業場を広く周知するなど、本省計画に沿った取組を推進する。また、事業者は必要な安全衛生管理体制を確保した上で、労働安全衛生コンサルタントの活用等により主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組むものとする。

(1) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 製造業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 使用者は、はさまれ・巻き込まれなどによる危険性のある機械等について「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)に基づきリスクアセスメントを適切に実施する。また、製造者は製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報について、機械等の使用者へ確実に提供する。
- ・ はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害を防止するため、安全な作業手順を見える化し、当該作業手順が遵守されるよう労働者に対して定期的な安全衛生教育を実施する。
- ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

(イ)(ア)の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等にリスクアセスメントを実施するよう指導するとともに、実施のための支援を行う。
また、製造者に対し機械の本質安全化に向けた製造時のリスクアセスメントの徹底と、残留リスクの情報が使用者に提供されるよう指導する。
- ・ はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害を防止するため、安全な作業手順の遵守状況を確認、指導する。
- ・ 機能安全を活用し、危険作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

イ 建設業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、脚立・はしご等の安全な使用の徹底等、高所及び低所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、施工前及び工事の進捗状況に応じて施工中においての墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・ 第13次労働災害防止期間中、墜落・転落災害のうち最多の約25.0%が脚立・はしご等からの「墜落・転落」となっていることから、法令に適合する設備の使用及

び作業時の保護具着用の徹底に加えて、適切な使用方法に係る安全教育に取り組む。

- ・ 労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発第546号)に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

(イ)(ア)の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 死亡災害、死傷災害ともに最も多い事故の型となっている墜落・転落災害防止を重点事項とし、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用などの法令事項の遵守について指導する。

あわせて、手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用などの「より安全な措置」が講じられるよう指導するとともに、実効性のある墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントが実施できるようその支援に取り組む。

- ・ 脚立及び移動はしご等からの墜落・転落災害を防止するため、各現場において法令に適合する設備の使用及び作業時の保護具着用が徹底されるよう指導し、あわせて、適切な使用方法について周知を行う。
- ・ 「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」(令和4年10月28日公表)を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ・ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月9日閣議決定)に基づき、近畿地方整備局との連携した取組を行うとともに、平成31年3月に滋賀県が策定した「滋賀県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画」の遂行に協力する。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

ウ 道路貨物運送業対策

(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、荷台等からの墜落・転落災害・転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日付け基発0618第1号。以下「職場における腰痛予防対策指針」という。)を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

(イ)(ア)の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 13次推進計画期間中の道路貨物運送業における死傷者数の約7割が荷役作業時に発生しており、そのうちトラック荷台等からの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- ・ 道路貨物運送業等の事業場(荷主となる事業所を含む。)に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役作業の実態を踏まえ検討された、荷役作業に用いる機械等の安全な使用方法を周知する。

エ 林業対策

(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 伐木等作業の安全ガイドライン、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。)等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

(イ)(ア)の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制の整備ガイドライン」等について事業者に対し一層積極的に周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図る。
- ・ 林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や滋賀県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。

(2)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性を始めとして、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・ 筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。

- ・ 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

イ アの達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ(ナッジ等)などを広く周知する。
- ・ 転倒等災害防止に資する装備や設備等の普及のための周知を図る。
- ・ 介護労働者の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の周知を図る。
- ・ 理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組を支援するとともに、筋力等を維持し転倒を予防するためのスポーツなどの周知を図る。
- ・ 骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を周知する。
- ・ 中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともに、アプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及を行う。
- ・ このほか、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組の周知を進める。

(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・ 転倒災害対策が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・ 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルス(「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」(令和2年3月31日付け基発0331第2号))に取り組む。

イ アの達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版の周知啓発を行う。
- ・ 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、必要な転倒防止対策の取組の周知を進める。
- ・ 労働安全衛生法に基づいて事業者が実施する健康診断情報を活用した労働者の健康保持増進の取組が進んでいない事業場における取組を推進するため、健康診断情報の電磁的

な方法での保存・管理やデータ提供を含めた、コラボヘルス推進のための支援を周知する。

(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン(令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。)」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン(令和4年7月最終改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。)」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・ 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

イ アの達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを引き続き周知する。
- ・ 副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール(労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ)の活用促進を図る。
- ・ 障害のある労働者の就業上の配慮の必要性について引き続き周知する。
- ・ 技能実習生を始めとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や外国人労働者も含めた労働者に対する危険の「見える化」のためのピクトグラム安全表示を周知する。

(5) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ ストレスチェックの実施及び集団分析を行い、職場環境の改善まで行うことで、メンタル不調の予防を強化する。
- ・ 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(イ)(ア)の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 滋賀産業保健総合支援センター等を通じて、メンタルヘルス対策の取組を支援する。
- ・ 事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援の仕組みを周知する。

- ・ ストレスチェックの実施や集団分析を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムの活用に向けて周知を図る。
- ・ 健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）を周知し、経営層に対する意識啓発を図る。
- ・ 小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・ 職場におけるハラスメント防止対策の周知及び対策の推進を図る。

イ 過重労働対策

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。
 - 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
年次有給休暇の確実な取得の促進
 - 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）による労働時間等の設定の改善
- ・ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

（イ）（ア）の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）に基づき令和 3 年 7 月 30 日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。

過重労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等に、引き続き取り組む。

また、令和 6 年 4 月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」及び関係法令における改正内容の周知に取り組む。特に運輸交通業においては「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）の周知、指導等に取り組み、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和 4 年厚生労働省告示第 7 号）に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。

事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について事業者への周知に取り組む。また、「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」（過労死等防止調査研究センター実施）における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止

対策の周知に取り組む。

ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・ 治療と仕事の両立支援に関して、支援が必要な労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・ 事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(イ)(ア)の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 滋賀県と合同で設置・運営している治療と仕事の両立に関する合同会議を通じ、事業者団体、労働組合、医療機関や学識経験者等の関係者と緊密に連携し、県内のがん等の病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備する。
- ・ 治療と仕事の両立に係る相談、事業場訪問による個別調整支援を行っている滋賀産業保健総合支援センターの活用勧奨を図るほか、同センターによるがん連携拠点病院等との連携促進を支援する。
- ・ 健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットが見える化し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・ 事業場や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知に取り組む。
- ・ 滋賀産業保健総合支援センター等を通じて、中小事業場を中心とする産業保健活動への支援を、引き続き実施する。
- ・ 事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援の仕組みを周知する。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の事項を的確に実施する。

化学物質を製造する事業者は、リスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。

化学物質を取り扱う事業者は、SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(イ)(ア)の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 化学物質管理者講習の教材活用等による化学物質管理者等の育成を支援する。
- ・ リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの活用を推進する。
- ・ 化学物質管理に係る相談窓口・訪問指導・人材育成(講習会)の機会を周知する。
- ・ 化学物質管理専門家リスト等の活用による専門家へのアクセスの円滑化を図る。
- ・ GHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプルの周知等を行う。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、トンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(イ)(ア)の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 石綿事前調査結果報告システム、ポータルサイトの周知を図る。
- ・ 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)や最新の分析方法などの知識を提供するための啓発用動画、講習会について周知する。
- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習等の機会を提供する。
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。
- ・ 解体・改修工事発注者(個人住宅の施主を含む。)による取組を強化するため、滋賀県・環境事務所等との連携や発注者の配慮義務にかかる周知等を行う。
- ・ 第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。

- ・ トンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会滋賀県支部と連携し、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・ 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(イ)(ア)の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 事業者の熱中症予防対策を促進するために、日本産業規格(JIS)に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の周知を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツール、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する支援等を行う。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

(イ)(ア)の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を助言・指導する。

(7) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、本省における「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」の議論等を通じて提供される注文者等による保護措置のあり方等から、事業者が取り組むべき必要な対応について検

討する。

イ アの達成に向けて局署等が取り組むこと

有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第 22 条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され、令和 4 年 4 月に公布されたことから、当該省令の内容についての周知等を行う。

【参考】アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方、現状

(ア) 業種別の労働災害防止対策の推進

製造業

【アウトプット指標】

製造業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

製造業における労働災害については、特に機械による「はさまれ巻き込まれ」による災害が課題となっていることから、法令に基づく災害防止対策を実施することはもとより、更に製造者(メーカー)、使用者(ユーザー)それぞれにおいてリスクアセスメント等による機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策を実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進める上で有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)ウ(ア)に取りまとめ、4(6)ウ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、製造業における機械の「はさまれ巻き込まれ」災害の防止対策としてリスクアセスメントを実施する事業場の割合はアンケート、その他業務から得ている感触によると概ね半数つまり50%程度である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、60%以上にすると目標を設定している。

【アウトカム指標】

滋賀県内の機械による「はさまれ巻き込まれ」による死傷者数は減少傾向が認められない中、13次推進計画期間中の死亡者19人(2018年から2人、4人、5人、5人、3人)中、9人(2018年から0人、1人、3人、3人、2人)が同災害により死亡した。

全国のこれまでの統計調査等を踏まえ、はさまれ・巻き込まれ対策に取り組む事業場、または機械のリスクアセスメントを実施している製造業の事業場の割合は4割程度と推定する。機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合が60%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、5%機械によるはさまれ・巻き込まれの災害が減少と死亡災害を撲滅することが期待できる。

建設業

【アウトプット指標】

建設業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

建設業の労働災害については、特に墜落転落による災害が課題となっていることから、法令に基づく墜落防止対策を実施することはもとより、更にリスクアセスメントを実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)イ(ア)に取りまとめ、4(6)イ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、建設業における代表的な災害である墜落転落の防止に当たってのリスクアセスメントを行っている事業場は74%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、85%以上にすると目標を設定している。

【アウトカム指標】

滋賀県内では13次推進計画期間中、死亡者14人のうち5人が墜落・転落災害によるものであった。

全国では、起算点を2021年の死亡者ベースとすると、建設業における死亡災害(2021年)のうち、最も災害の多いのは「墜落・転落」で、約4割を占める。墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合が85%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、15%災害が減少することが期待できる。

道路貨物運送業

【アウトプット指標】

道路貨物運送業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

道路貨物運送業の労働災害については、特に荷役作業による災害が課題となっていることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき荷役作業における災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)ア(ア)に取りまとめ、4(6)ア(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、荷役ガイドラインに基づく措置を講じている事業場(荷主事業場を含む。)は33.5%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、45%以上にすると目標を設定している。

【アウトカム指標】

全国の死傷者数について、起算点を2021年の死傷者数ベースとすると、道路貨物運送事業における休業4日以上死傷災害(2021年)のうち、荷役作業時における災害が約7割を占めている。「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合が45%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、5%災害が減少することが期待できる。

林業

【アウトプット指標】

林業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

林業における労働災害については、特に伐木作業による災害が課題となっていることから、伐木等作業の安全対策を進めることが有効と考えられる。

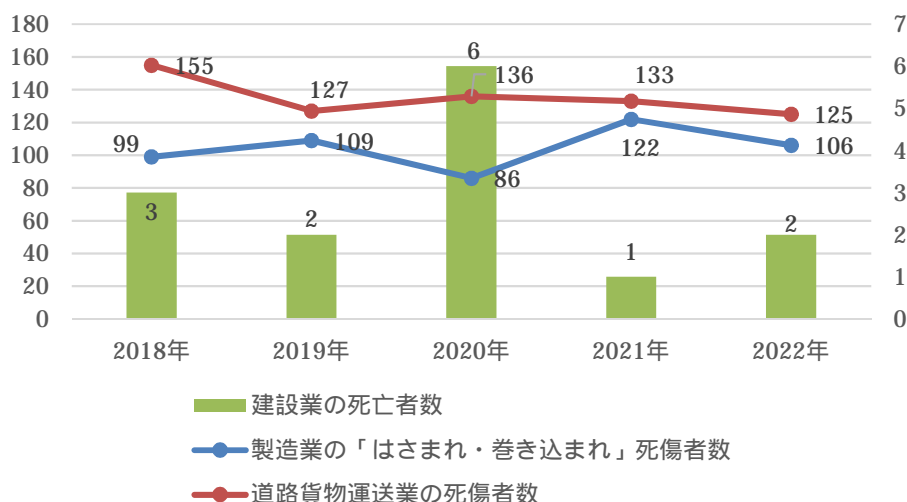
このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)エ(ア)に取りまとめ、4(6)エ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施した関係省庁等が行う林業従事者を対象とした研修の場を活用したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、伐木ガイドラインに基づく措置を講じている事業場は(ガイドラインの複数の主要な事項に取り組んでいる者を「措置を行っている事業場」とした。)30.2%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、死亡災害を15%減少させるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて50%以上にすると目標を設定している。

【アウトカム指標】

滋賀県内の13次推進期間中の死亡災害は2019年に1件発生し、その後3年間は発生していない。

全国では、起算点を2021年の死亡者数ベースとすると、林業における死亡災害(2021年)のうち、伐木作業における災害が約6割を占める。「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を講ずる林業の事業場の割合が50%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、15%災害が減少することが期待できるとしている。

『業種別の労働災害防止対策の推進』のアウトカム指標に係る現状【滋賀県】



(イ) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害として「転倒」「動作の反動、無理な動作」があり、これら災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

「転倒」災害防止については、事業者が「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の検討を踏まえたハード・ソフト両面からの対策を進め、転倒そのものを抑制することが有効と考えられる。また、労働者自身の作業行動に起因することから労働者教育も有効であると考えられる。

「動作の反動、無理な動作」のうち、約3割を占める腰痛については、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている予防対策がある。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(2)アに取りまとめ、4(2)アの推進状況を特に「転倒」「動作の反動、無理な動作」が問題となる業種をターゲットとして、1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、回答した206事業場のうち何らかの転倒防止対策に取り組んでいるとした事業場の割合は83.5%であるが、(転倒災害の約半数が50代以上の女性という、身体機能等の影響が大きく出ている状況の中で、)整理・整頓・清掃などの物理的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくりや転倒した際に怪我をしにくい身体づくり(ソフト的な対策)にも取り組んでいる事業場は5%であった。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成及び転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会における整理も踏まえ、ハード・ソフト両面からの対策に取り組む事業場の割合について、過半数の50%を目指すことと目標を設定している。

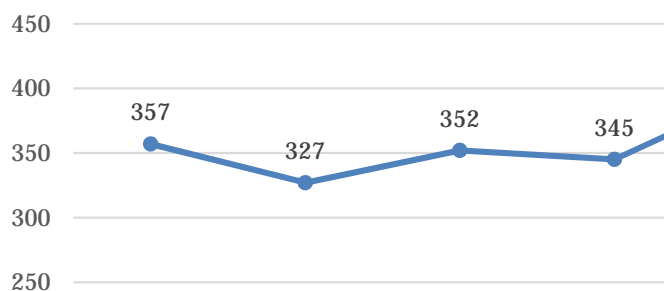
【アウトカム指標】

滋賀県内の転倒災害は増加傾向にあり、14次推進計画期間内にその歯止めをかけることが重要である。

本省計画においては、転倒災害は、被災率(死傷年千人率)の高い高齢労働者(特に女性)の増加、今後の高齢労働者の更なる増加を考慮すると、今後も、同様の傾向が予想される。また、産業構造の変化等に伴って性別・年齢層別の死傷年千人率も増加しており、今後も同様の増加が見込まれる。ここで、転倒防止対策に係る事業者の取組(災害発生状況も踏まえ、整理整頓や段差の解消といった設備的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくり、転倒した際にも怪我をしにくい身体づくりといった対策も含めた取組)を60%に進捗させることで(アウトプット指標達成)、転倒の年齢別男女別の死傷年千人率については、2022年の実績からの増加に歯止めをかけることができると期待するとしている。

また、社会福祉施設における腰痛による休業4日以上死傷災害(2021)は1,580件であり、2017年と比較して2021は30%増加している。今後も、高齢者の増加に伴う介護職員の増加を背景として、腰痛災害の増加が予想される。一方で、ノーリフトケアを導入している事業場の割合が増加すれば(アウトプット指標達成)腰痛災害の発生の抑制が期待できる。これらを加味すれば、アウトプット指標の達成において、増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させることができると期待できる。

転倒災害死傷者数(滋賀県)



【参考】2022年(2023年1月末現在) 年齢層別 転倒災害年千人率(滋賀県)

	～19歳		20歳～29歳		30歳～39歳		40歳～49歳		50歳～59歳		60歳以上		合計		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
転倒災害件数	2	2	17	12	15	5	48	26	47	71	50	107	179	223	402
死傷年千人率	0.33	0.33	0.28	0.23	0.17	0.08	0.50	0.36	0.62	1.20	0.66	2.33	0.45	0.75	0.58

(ウ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

高年齢労働者の災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

高年齢労働者の災害防止対策については、高年齢労働者の身体機能の低下等に応じ、事業者が専門家により取りまとめられたエイジフレンドリーガイドラインに記載された事項を事業場の実態に応じて進めることが有効と考えられる。また、身体機能の低下を抑えるための健康づくりも有効である。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(3)アに取りまとめ、4(3)アの推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組については、ガイドラインを知っており、かつ、当該ガイドラインに基づいて取り組んでいる事業場の割合は11.2%。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けた際のアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて過半数の50%を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を進める事業者の割合が50%に進捗させることで(アウトプット指標達成)、60歳代以上の死傷年千人率を2021年実績と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかけることができると期待する。

(エ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

テレワークや兼業副業における安全衛生対策を普及するとともに、外国人労働者の災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

外国人労働者の災害防止対策については、言語が異なることによる作業に伴う手順や安全衛生上の留意の理解の不足が問題になっていると考えられることから、言語の違いに配慮した安全衛生教育が有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(4)アに取りまとめ、4(4)アの推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

【アウトカム指標】

外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合が50%に進捗させることで(アウトプット指標達成)、外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とすることができると期待する。

なお、2022年の滋賀県内の外国人労働者数は23,096人(「高年齢者雇用状況届」)、死傷者数は95人、年死傷千人率は4.11、全体の年死傷千人率が2.52であったことから、その発生率の高さがうかがえる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

労働者の健康確保対策については、特にメンタル不調や過重労働による健康障害が課題となっていることから、これらの対策を推進することが本重点項目の目的となる。

メンタル不調については、メンタルヘルス対策として職場におけるハラスメント防止対策やストレスチェックの実施も含めたメンタルヘルス対策を進めることが有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)ア(ア)に取りまとめ、4(7)ア(ア)の推進状況を1(3)

に掲げるメンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況をアウトプット指標として把握することとする。

また、過重労働による健康障害防止については、時間外・休日労働時間を削減することに加え、年次有給休暇の取得や勤務間インターバル制度の導入といった長時間労働の抑制策による働き方の見直しの促進や、長時間労働者の面接指導を含めた産業保健サービスの充実が有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)イ(ア)に取りまとめ、4(7)イ(ア)の推進状況を上記に掲げる年次有給休暇の取得率やインターバル制度の導入率をアウトプット指標として把握することとする。

さらに、これらの対策を含めて全ての事業場において産業保健サービスが提供されることが労働者の健康確保対策として重要であることから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)ウ(ア)に取りまとめ、4(7)ウ(ア)の推進状況を1(3)に掲げる必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合をアウトプット指標として把握することとする。

【アウトカム指標】

メンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況がそれぞれ80%、50%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、メンタルヘルス不調につながる「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合」を2027年までに50%未満となることが期待できる。

また、年次有給休暇の取得率が70%以上、勤務間インターバル制度の導入率が15%以上に進捗すれば(アウトプット指標達成)、長時間労働の抑制に繋がる働き方の見直しが図られるほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく労働時間削減に向けた取組を着実に進めることで、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下となることが期待できる。

なお、必要な産業保健サービス()の提供割合が80%以上に進捗すれば(アウトプット指標達成)、労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することが想定されるが、労働災害防止の成果を直接反映する適切な指標を設定することが困難であるため、このアウトプット指標に直接関係するアウトカム指標は設定していない。

必要な産業保健サービスとして、以下の取組を想定している。

- ・労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導
- ・健康診断で所見が認められた者や要治療者など治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談
- ・睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- ・メンタルヘルス対策(ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等)
- ・高齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策
- ・がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- ・女性の健康課題(更年期障害、月経関連の症状、疾病等)に対する配慮、支援
- ・化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理
- ・テレワークの増加等に伴う事業場以外の場所で就業する者に対する相談対応等の健康管理支援

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

【アウトプット指標】

化学物質や石綿等による健康障害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

そのうち、化学物質を原因とする健康障害については、危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDSによりその危険有害性を事業者が把握し、リスクアセスメントを実施するとともに、それらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を進めることが有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(8)ア(ア)に取りまとめ、4(8)ア(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。労働安全衛生調査によると、13次防期間におけるラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施率の平均は、それぞれ69.1%、70.4%、57.9%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、ラベル・SDSについては80%以上にすることを目標としている。リスクアセスメントについては、13次防期間中に概ね20%程度の増加となっており、今後も同程度の増加が期待できることから、80%以上にすることを目標としている。また、リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の実施については、リスクアセスメントを実施していることが前提となるため、リスクアセスメントと同じ80%以上にすることを目標としている。

また、熱中症による健康障害については、暑さ指数を把握し、その値に応じた作業環境管理、作業管理等

の予防対策を講ずることが有効である。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(8)ウ(ア)に取りまとめ、4(8)ウ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することが有効であり、このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(8)イ(ア)及び4(8)エ(ア)に取りまとめている。なお、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

【アウトカム指標】

滋賀県内の化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)は13次推進計画期間中に34件発生。

全国では、化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)(2017年から2021年の平均)は、492件である。危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施とそれらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずる事業場の割合がそれぞれ80%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、5%災害が減少し、2027年の化学物質による災害は、467件(2017年から2021年の平均と比べ25件・5.1%減)となることが期待できる。

また、熱中症による死亡災害で、今後、熱中症リスクの高い高年齢労働者は増加する一方で、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加することを背景として、熱中症災害の増加が予想される。一方で、暑さ指数を把握している事業場の割合が増加すれば(アウトプット指標達成)、その値に応じた措置に取り組む事業場が増加し、熱中症による死者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させることが期待できる。

(キ)総括

【死亡災害総括】

アウトカム指標に基づき、2027年までに建設業及び林業においてそれぞれ死亡災害の撲滅が期待される。

また、製造業においても、はさまれ・巻き込まれ災害の防止により死傷災害の減少と同時に死亡災害の撲滅が期待される。

【死傷災害総括】

アウトカム指標に基づき2027年までに製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を2027年までに5%減少、陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少すると期待する。加えて、転倒の性別・年齢別千人率、社会福祉施設における腰痛の千人率が2021年と変わらないと期待する。この仮定を元に、過去5年の各業種における性別年齢別の労働者数推移と独立行政法人労働政策研究・研修機構における労働力人口の推計から算出した各業種における2027年の性別年齢別労働者数を加味して、2022年の死傷災害(左記件数は未確定であるため2021年の実績を参照)と比較した2027年の災害減少数を推計すると(約3,800人減(3%減)と見込まれ、)減少に転ずると期待される。なお、先計算においては化学物質による死傷災害の減少については、全体の件数と比較して微少であるため、計算には含めていない。